

令和8年度こども家庭庁事後評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）、「こども家庭庁政策評価基本計画」及び「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）を踏まえて、令和8年度こども家庭庁事後評価実施計画を定める。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

2. 事後評価の対象とする政策

「こども家庭庁政策評価基本計画」の別紙に掲げる施策

3. 具体的な事後評価の方法

「行政事業レビューの実施等について」に基づく行政事業レビューシート、基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の点検作業によるものとする。当該作業において作成された行政事業レビューシート、基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表を、法第10条に規定する評価書として位置づける。